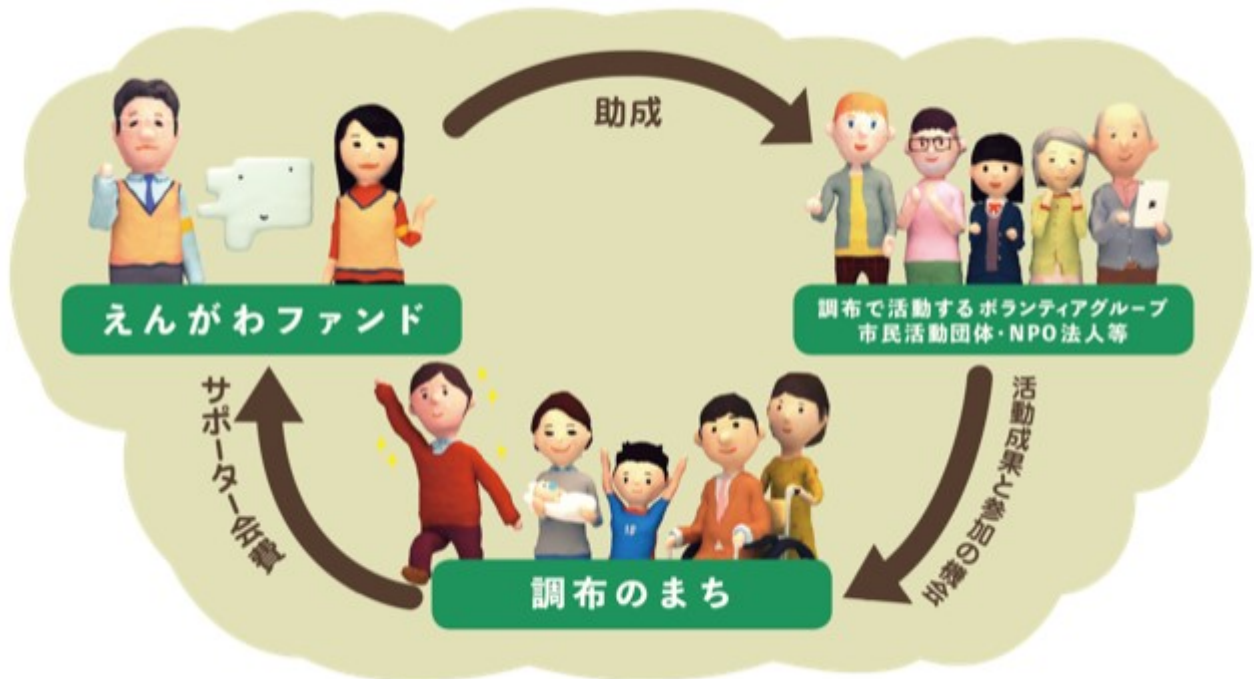


その活動に、10万円。※



調布のボランティア・市民活動を「資金」と「つながり」で助成する

えんがわファンド

（令和6年度募集要項）

市民活動支援センターは、「市民参画による住み続けたいまちづくり」「未来に希望の持てる社会の実現」を運営方針に、NPOやボランティアなど市民主体の活動を推進するための拠点です。

市民活動に関する情報の収集・提供、各種相談、活動スペースの提供、講座・研修会の開催、交流事業などを行っています。



<申込み・問合せ先>

調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター

調布市国領町 2-5-15 コクティール2階

TEL : 042-443-1220

E-mail : npo-center@ccsw.or.jp

※ 1団体に対する助成金額の上限（原則）です。

令和6年度 市民活動助成事業「えんがわファンド」募集要項

1 目的

調布のまちがより豊かになることを目指して、幅広い分野のボランティア・市民活動及び児童・生徒の体験活動を支援することを目的とします。また、本助成事業を通して、団体同士、あるいはセンターと市民活動団体が相互に交流し、協力しあう関係構築を目指しています。

2 対象

金銭的な支援だけでなく、市民活動支援センターのサポートや地域、市民とのつながりを継続的に必要とする団体で、以下のいずれかの要件を満たしている団体。

- (1) 調布市内で活動するボランティアグループ・市民活動団体（任意団体もしくはNPO法人等）
- (2) 市内小中高等学校（生徒会やPTA等、学校を拠点に活動する団体も可）

3 対象となる事業内容

- (1) まちづくり、福祉、社会教育、環境、災害、国際協力などの公益的活動
- (2) 活動を通して、社会により効果をもたらすと同時に、活動者自身の学びになるもの

※1 ただし、営利・宗教・政治を目的とする活動は対象になりません。

※2 同一事業への助成は3年までです。

4 対象となる経費

事業の目標を達成するためにかかる経費

経費の制限は特にない（人件費や家賃等も可）ですが、以下の経費は対象となりません。

【対象とならない経費】

- ・ 市民活動支援センターが提供するサービスの会費・利用料（サポーター、電話代行サービス、出前講座など）及び主催する講座・イベントの参加費
- ・ 学校の場合、児童・生徒の体験活動に直接関係のない経費（関係者の昼食費など）

5 助成金額

各団体に対する助成金額は、**10万円を上限**とします。

6 助成対象期間

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

※1 この対象期間外に支払われている経費については、助成の対象になりません。

※2 上記対象期間内であれば、既に支払った経費も遡って充当を認める場合があります。

7 応募方法

本要項を確認の上、応募を希望する団体は、必ず指定の相談期間内に市民活動支援センターで応募について相談してください。その後、所定の申請書に必要事項を記入の上、応募期間内にメールまたは郵送で提出していただくか、市民活動支援センターに持参して下さい。また、申請書と一緒に活動の様子がわかる写真や積算根拠のわかる資料を提出してください。法人格を有する団体については、前述の書類に加え定款、決算書、事業計画書の写しを提出してください。なお、提出いただいた書類は、返却できません。あらかじめご了承ください。

8 相談期間

令和6年4月1日（月）～4月27日（土）

※1 上記のうち、4月15日（月）は休館のため除きます。

※2 相談は、原則、月曜日～土曜日の9時～17時の間で行います。応募を検討される場合は、早めにご連絡いただき、相談日時の調整を行ってください。

9 応募期間

令和6年4月29日（月）午前9時～5月10日（金）午後5時 必着

10 選考方法

応募書類による審査と公開プレゼンテーションを行い、選考委員会にて助成団体及び助成金額を決定します。

11 公開プレゼンテーション

令和6年6月1日（土）午後1時～午後6時 @市民プラザあくろす3階ホール

※1 発表時間は1団体10分程度を予定していますが、応募団体多数の場合は、時間が短くなる場合があります。

12 選考基準

- （1）公益性 社会的に意義があり、活動の効果や成果を市民が享受できるものか
- （2）地域性 地域に根ざした活動で、広がりが期待できるものか
- （3）継続性 一過性のものではなく継続的に活動が行われ、発展が望めるものか
- （4）共感性 ミッションや課題、活動の目的が市民の共感を得られるものか
- （5）先駆性 これまでにない新しい発想や視点、内容、方向性があるものか
- （6）緊急性 至急取り組まなければならない課題に対するものか

13 助成の決定

選考結果は採否に関わらず、令和6年6月20日（木）までに代表者様宛に文書で通知します。

※1 助成団体名、事業内容、助成金額は当センターホームページ及び広報紙等で公開します。

14 助成金の交付方法

助成が決定した団体には、令和6年7月末日までに指定の口座へ振込にて交付します。

15 助成対象事業における「えんがわファンド」の名称掲載

助成を受けた団体は、対象事業で作成した広報物、購入した備品等に「調布市市民活動支援センターえんがわファンドの助成を受けました」等の文言を明記して下さい。

16 活動現場訪問の受入

助成を受けた団体は、助成対象期間中に市民活動支援センター運営委員及び選考委員、サポーター会員、スタッフによる活動現場訪問を受け入れていただく場合があります（訪問日時については事前に調整します）。また、その様子を市民活動支援センターホームページやえんがわだより等で紹介させていただきます。

17 「ちょうふチャリティーウォーク」への参加

助成を受けた団体は、調布市内をウォーキングするイベント「ちょうふチャリティーウォーク」に協力していただきます。

※1 イベントの参加費がえんがわファンドの原資の一部になっています。

18 えんがわファンド交流会の開催

団体相互の情報交換や交流によるネットワーク形成を目的に実施します。助成を受けた団体は、交流会（令和7年3月開催予定）にご参加いただき、活動の成果発表をしていただきます。

19 助成事業実施報告書の提出

対象事業が終了次第、速やかに実施報告書及び証憑類（領収証・レシート等、金額及び内容がわかるもの）を提出（提出期限：令和7年2月末日）していただきます。

20 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

- （1）助成の活動を実施した結果、申請時の見積り金額よりも安価に実施できたとき
- （2）偽りその他不正な手段により、助成金の給付を受けたことが判明したとき
- （3）助成金を、対象活動以外、または対象経費以外に使用したとき
- （4）助成の活動を中止、もしくは完了できなかったとき
- （5）実施報告書の提出がないとき

21 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護方針に基づき、当助成事業の応募を通じて皆様からお預かりする個人情報は、厳重に取り扱い、当助成事業の運営にのみ使用します。個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはありません。

